

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月18日(火) 13:31~15:03

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員 会長 玉城 増生
1番 知念 雄二
2番 西江 正
3番 知念 正和
5番 知念 順司
6番 大城 進
8番 東江 良和
9番 玉城 正芳 計8名

欠席委員 7番 大城 貴子

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 別段の下限面積の設定について
- 第5 議案第3号 農地区分の決定について
- 第6 議案第4号 伊江村農業振興地域整備計画総合見直しに係る協議について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮里 正邦
主事 崎濱 秀太

平成 30 年 第 11 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 30 年第 11 回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。
委員総数 9 名中、8 名の出席となっております。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、委員総数 9 名のうち 8 名が出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。委員に 6 番大城委員。8 番東江委員を指名致します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。1 件の申請が出ております。

No. 1 譲受人●さん。職業、農業。経営耕地面積が 49,280 m²。譲渡人●さん。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 404 m²。坪にしまして 122 坪。所有権移転売買、坪単価 6,000 円となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑のある方はどうぞ。

3 番 異議なし。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

会長 日程の第4、議案第2号「別段の下限面積の設定について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第2号「別段の下限面積の設定について」。上記の件について、平成31年の経営農地の下限面積を農地法第3条第2項第5号に基づく50アールとし、別段の下限面積を定めないものとしたので可否の決定を求めます。

理由と致しまして、平成29年度の農業生産額4,314,210千円を管内農地面積101,952アールで割りまして、50アール当たりの生産額を求めた結果、2,115,804円であることから農業経営を考慮し、法定下限面積である50アールを下回る別段の下限面積を定めないものとする。これが理由でございます。次の頁、4頁ご覧になって頂けますでしょうか。「農地法第3条第2項第5号に基づく50アール」というのがございますので、その辺について4ページで説明致します。「農地法第3条、農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。この許可を受けるにあたって、下限面積が設定されております。一番下の第五号ですね、第2項の第五号「第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、都道府県では50アールに達しない場合には3条の許可はできない」ということになっておりますので、これが経営面積、下限面積ですね、五千㎡以上の経営面積が無ければ三条許可はできない。という事の根拠になっております。第五号の中のですね、「都道府県では50アール」。括弧の中に記載がございまして「農業委員会が別段の面積を定めて工事した場合はその面積」。という事ですが、別段の面積で定めなくて法定の50アールで下限面積とする。という事で31年は処理していきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 はい。休憩致します。(13:38~13:44)

全委員 異議なし。

議長 これで質疑を終わります。先程の局長の説明で宜しいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 本案は保留と致します。

局長 有難うございます。

議長 日程の第6、議案第4号「伊江村農業振興地域整備計画総合見直しに係る協議について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第4号「伊江村農業振興地域整備計画総合見直しに係る協議について」。上記の件について別紙写しのとおり協議がなされておりますので、可否の意見を求めます。9頁お願い致します。伊江村長から農業委員会会長宛てに協議書が提出されております。その内容としましては伊江村農業振興地域整備計画の総合見直しに係る協議について(依頼)。みだしの件について別紙のとおり伊江村農用地利用計画を変更し、定めたいので貴会の意見を求めます。という事で村長から農業委員会会長宛てに協議が出されております。それについての審議でございます。次の頁をご覧くださいになって頂けますでしょうか。これが農用地区域の除外候補地リストとなっております。さらに編入のリストも添付されております。詳細につきましては村長部署、農林水産課担当職員金城の方からご説明ということで宜しいでしょうか。それでは金城の方からご説明、宜しくお願いします。

金城 今回、「伊江村農業振興地域整備計画の総合見直しに係る協議について」という事で、農業委員会の方に意見聴取を求めたいと思ひまして、私の方から説明をしていきたいと思ひます。皆さんの方には除外、編入のリストの一覧表とですね、1頁から44頁まであります今回の除外の箇所、編入する箇所の図面が付いております。では、私の方から説明をしていきたいと思ひます。三枚綴りのリストにあります、除外の方から説明していきたいと思ひます。初めに農用地利用計画新旧比較概要図というのがありまして、まず開きまして2頁、3頁から説明していきたいと思ひます。リストの方は区域番号がふってありますので、その番号が地図に対応しています。初めに●から●まで農業振興不適地として今回、除外しております。図面で見ての通り、森林、原野の段丘になっております。一部、草地の様に開けている所があるのですが、ここは、村の方で残土置き場として購入している箇所であります。そういった事で農業振興不適地ということで農業振興地域から除外する。ということで挙げています。

次に4頁5頁をお開き下さい。●から●となっております。こちら森林、原野となっております。除外対象となっております。そしてもう一部は採草地と

なっているんですが現在、お墓がありまして実際、除外されていない状況だったものですから今回、除外地として候補地に挙げております。

局長 北側の段差と南側の段差とで連たんはしていないということで、孤立しており、利用価値の少ない農地、更に傾斜地となっております。

金城 続きまして、6頁、7頁の赤い所を見て貰えたらと思います。●から●までです。農業委員会の方で●にあたっては、農業不適地ということで非農地証明を出している場所であります。●も現況原野となっていることから今回、除外となっています。その隣に村民が墓を建立したい。ということで、●が除外候補地として挙がっています。

次に9頁のNo.4です。●、こちらも昨年度、農業委員会のほうで非農地証明を出しておりまして今回、除外するということがあがっています。以上であります。前回、「編入」となっていましたので、「除外」としています。

続きまして10頁、11頁です。No.5●から●です。●に関しては、現況、畑なんですが、道路の残地として孤立農地となっているものですから今回、残地として処理しよう。ということで除外地として上げています。●も孤立農地として残地処分ということで上げています。

次に12頁、13頁です。No.6、●から同じく●までですね。こちらは墓が建立されているのですが、こちらも除外されていなかったのが今回の総合見直しで除外とします。

続きまして、20、21頁、No.10です。●から、それからリストの3頁にまたがりまして●まで、こちらも段丘がありまして農業不適地として今回、外しております。

続きまして22、23頁です、No.11。●と●に●さんが住宅を建てたい。ということで除外申請が上がっております。で、その下の住宅が建っている場所なのですが、除外の手続きがされている。ということなのですが、北部の事務所に確認中です。その下の方が、農家住宅ということで●、●ですね、こちらも除外リストに上がっております。

続きまして24頁、25頁です。No.12、●です。此方、お墓が建立されておりまして、除外ということで上がっています。続きまして●、●の事務所のところ。こちらに季節労働者の宿泊所を作りたい。という要望があり、除外申請が上がっております。農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設、ということで特例が認められないか。と上げております。一種農地の特例です。

続きまして●、●が原野になっており一部外れていませんでしたので、リストに上げております。

次に26、27頁です。No.13。●から●まで、農業不適地ということで上げております。

続きまして28頁、29頁、No.14です。牛舎の北側、草地になっているんですが、●を住宅にしたい。ということで、今回除外申請があがっております。リスト5頁のNo.14の●と●です、●さんの堆肥盤の西側です、こちらが農業

不適地として上がっております。

続きまして、30、31 頁No.15 です。●から●が●ということで今回、除外リストとして4筆上がっております。次に15 頁の●、墓地となっております。大きく開けた草地の角に、畑の出っ張りになっている所ですが、此方に墓地を建てたいと申請が上がっていて、村の建設課の計画のほうで墓地の計画をしているものですから、東の方に墓地団地がありますが、●の方では此方に作りたいという計画があって、見直ししたい。ということで今回、上げております。●と●財産区になっている場所です。

続きまして32、33 頁です。此方は孤立農地ということになっておりまして今回、●、●が農用地ということになっておりまして、外すことになっています。そして、●も現状地目が山林で、現況が森林原野になっていますから今回、追加で入れてあります。

続きまして38、39 頁を開いて下さい。No.19 です。●から●までが今回、現況墓地なんですけど、一部除外するものと、他は実際にお墓が建てられていますから、今回の総合見直しで外す。という経緯となっております。ここまで除外について質問のある方はいらっしゃいますか。

前回、総合運動公園の絡みで●さんが畑をしている場所なども除外する。ということで話があったのですが、此方はそのまま現況の農振農用地として除外しないでいきたいと思っております。

続きまして、リストの6 頁、写真の方は15 頁のNo.7 です。●から●です。●公民館から下りてきまして左側が農振。右側が白地となっておりますが、その中で平張りがある箇所が何カ所かありまして、上の方が●さん。下の方が●の東側が●さんがやっている平張りなんですけど今回、編入して県営のかんがい排水事業の東部地区に編入して畑かんを設置していこう、ということで編入。としてあがっています。

次に16、17 頁のNo.8。●から●になっておりまして、ちょうど●の向かい側が●さんの平張りになっていまして、その下に●さんの家の北側は●さんの平張りで、その北側が●さんの平張りになっています。で、下の方に四角で囲ってある所は●さんが路地でやっているところですが、ここを今回、東部地区の方に編入する。ということで申し出ております。

局長 この西側の平張りは編入はなし。ということですか。●の向かい。

金城 ここはちょっと厳しいです。

局長 ということは、ここはなし。ということですか。

金城 そうです。ここはなし。です。

続きまして、18、19 頁のNo.9 です。●から●です。ここに平張りがあるんですけど、●さんの平張りです。こちら東部地区の方に編入する。ということで今回あがっています。その南側の●は、浸透池となっていますから今回、農業用施設用地として編入したい。ということで村の方からありましたので、

リストに追加して編入しております。

続きまして、34,35 頁、No.17 で●です。●さんの畑です。こちらも花農家なものですから、平張りということで編入したいということであがってきております。●も同じく平張りでありますので今回、編入ということです。●から●まで、こちらも●さんの家の南側とその西側が花畑になっていて、農振に入っていないものですから今回、編入する。ということであがってきております。

続きまして 36、37 頁のNo.18。●です。こちら、現場確認してきたんですけど、現在草地になっているんですが、畑かん入れて欲しい。ということで、編入ということで入れております。

続きまして 40、41 頁です。こちら●の溜池なんですけど、この真ん中の一部が施設として編入されてなかったものですから今回、農業用施設用地として編入致します。

続きまして 42、43 頁でNo.21 です。こちらも同じように●の方なんですけど、浸透池の方が入って無かったものですから今回、編入致します。そして最後のNo.22 なんですけど、皆さんに追加でお渡ししたもののうちの二枚目です。現在、●の西側ですが●さんが花をやっております、こちらも東部地区の方に編入する。ということで、農振見直しに入れております。で隣の平張りが●さんになっているんですが、ここは村有地なんです。ここを一部、編入してですね、上の方が前回、全体見直しの話をした時に除外するという事だったんですけど、ここはもう除外しないで、そのまま農振農用地として東部地区の方に編入しようと検討しています。編入に関しては以上となります。

議長 只今、金城さんから色々説明がございました。何か質問のある方は。一括して行いたいと思います。

1 番 今、除外希望はどれくらいあるんですか。

金城 除外希望は 35 くらいあったんですけど、此方の方で一次判定をして、「連たんでできない」「転用見込み」とかそういったものに関して、6 件ほどはできない。と返答しています。

2 番 休憩できますか。

議長 はい、休憩します。(14:49~14:57)

只今、事務局長および農林水産課担当者より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

全員 異議なし。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り。とすること

にご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本案は原案に異議がない。ということに決定しました。

局長 有難うございます。

金城 有難うございました。

議長 これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
平成 30 年第 11 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 17 : 03

署 名

会 長 玉城 増生 印

6 番 大城 進 印

8 番 東江 良和 印